

平成17年第1回(1月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(1月18日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3
伊豆市農業委員会委員の推薦について.....	11
閉会宣告.....	12
署名議員.....	13

平成17年第1回(1月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成17年1月18日(火曜日)午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)について
日程第 4 推薦第1号 伊豆市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(26名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
5番	森嶋正太君	6番	山下一君
7番	加藤章君	8番	室野英子君
9番	飯田正志君	10番	森良雄君
11番	古見梅子君	12番	磯晴雄君
13番	鍵山堅一君	14番	杉山羌央君
15番	飯田宣夫君	16番	酒井勲一君
17番	木内一郎君	18番	塩谷尚司君
19番	関邦夫君	20番	小野忠宏君
21番	大川孝君	22番	三須重治君
23番	堀江昭二君	24番	高田和正君
25番	遠藤正寿君	26番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	収入役	石田佑次君
教育長	室野純司君	土肥支所長	平田秀人君

総務部長	堀江正身君	市民環境部長	福室恵治君
健康福祉部長	内田政廣君	観光経済部長	鈴木直道君
土木部長	土屋亨君	上下水道部長	水口信夫君
企業部長	渡邊玉次君	教育委員会 事務局長	山本準次君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川 與志衛	局長補佐	森 修司
主 査	山下正恵		

開会 午後 1時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、こんにちは。

本日は説明員として助役が県庁へ予算査定の要望に行っておられますので今日は欠席ということをご了承願います。

それではただいまから、平成17年第1回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。9番、飯田正志議員、10番、森良雄議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第3、議案第1号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第1号 平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）の提案

理由を申し上げます。

今回の補正は、昨年10月に発生した台風22号関連の災害を復旧するために編成したものであります。

歳入歳出に、13億1,562万円を追加し、総額を205億7,594万円にするものであります。

災害復旧経費の主なものは、農地や農業用施設、並びに林業用施設の復旧に2億3,944万円、公共土木施設災害の復旧に9億6,350万円などであり、このための主な財源といたしましては、地方交付税1億4,300万円、国や県の補助金7億3,000万円、財調からの繰入6,760万円、歳計剰余金4,622万円、市債3億1,790万円、などを見込んであります。

なお、治山関係の復旧費は、新年度予算に計上し、復旧作業を行う予定であります。

今回の補正により、主だった災害復旧を行う計画であります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

細部については、総務部長に説明させます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは細部説明をさせていただきます。議案の3ページをお開きください。先ず繰越明許費でございますが、後ほどご説明申し上げますが、道路橋梁費の災害復旧事業ということで3億3,000万円を現時点で新年度に繰り越して執行する予定でございます。

次の第3表の地方債の補正でございます。公共土木災害の復旧事業に3億200万円。農林水産業の施設災害の復旧事業に3,090万円を地方債として借金をする予定でございます。

続きまして、事項別に入ります。5ページ、6ページをお開きください。まず歳入でございますが、地方交付税1億4,326万9千円でございます。普通交付税の分といたしまして、今回で算定しております普通交付税はこれで全額計上ということになります。

次に農地の災害普及の分担金。これは受益者の分担金ということで800万円を予定しております。

次に国庫支出金に入ります。まず民生費の関係でございます。福祉施設災害復旧費の負担金ということで、これにつきましては熊坂保育園の国庫負担金でございます。

次に国庫補助金でございます。災害復旧費で16年災のまず農地の災害復旧費の補助金が3,500万円。

次に公共土木の関係で5億5,200万円。林道災で795万6千円。農業用施設の災害復旧で1億2,300万円でございます。

続きまして7ページ8ページになります。県の負担金でございますが、福祉施設の災害復旧。これにつきましては、同じく熊坂保育園の県の負担分でございます。74万1千円でございます。

続きまして、県の観光費の補助金です。観光施設費整備事業ということではございますが、内訳といたしましては、鹿山の歩道。竹林の小径。両方とも災害分の補助ということで1,025万円でございます。

続きまして、基金の繰入で財調から6,762万5千円を予定しております。

次に雑入に入ります。歳計剰余金。これは通常ですと繰越金になります。4,622万円で今回で予定した歳計剰余金は全額の計上ということになります。

続きまして、雑入の損害共済金。これは熊坂保育園の共済を掛けていた、共済の方から217万7千円ということでございます。

次に市債でございます。災害復旧債。これにつきましては土木で2億8,700万円。農地・農林の災害復旧で3,090万円。これにつきましては3ページの説明のとおりでございます。

つづきまして、歳出に入ります。先ず災害救助費。災害の援助費ということで災害見舞金です。全壊世帯が2世帯、半壊が25世帯、床上浸水が22世帯で合計49世帯ということでございます。これにつきましては事業が完了ということで100万円の減額になります。

続きまして、商工費の中の観光費でございます。まず昭和の森会館の整備事業。それから天城温泉会館事業の整備事業につきましては、現在、施設運営委員会の答申を待ちまして検討の施策の調整に入っております。従いまして、本年度の実施は次年度以後に事業を送りということで減額計上でございます。

次の鹿山歩道の改修それから竹林の小径の改修。これについては災害復旧でございます。

つづきまして、11款の災害復旧費 1項災害復旧費 1目の災害総務費でございます。これにつきましては、道路橋梁費、小災害復旧事業ということでございます。後ほど土木災を説明いたしますが災害として認定するにいたらなかった市単の分でございます。測量設計に700万円。重機の借り上げで3,000万円。市単災害復旧ということで、これにつきましては道路が26箇所。3,330万円。河川が14箇所。1,560万円。合計4,890万円でございます。なお、この内訳につきましては皆様にお配り申し上げました、横に長い土木の表の3ページから10ページに各支所別に記載をさせていただきました。後ほどご覧をいただければと存じます。

続きまして、11ページ、12ページになります。農林水産業の施設災害復旧費でございます。これにつきましては別に縦に長い表がございます。先ず農地災害復旧費につきましては1番頭の表でございます。農業用施設災害復旧費についてはその裏のページになります。林業災害復旧費は3ページ目の表になります。詳しくはこちらの表でご参照いただきたい訳ですが、先ず農地災害につきましては件数が合計で34件。地域別に申し上げますと修善寺が27件、天城湯ヶ島地域が6件、中伊豆地域が1件ということでございます。合計で5,370万円の補正額でございます。

続きまして、農業用施設災害復旧費。これにつきましては合計が29件でございます。地域別に申し上げますと、修善寺地域が10件、天城湯ヶ島地域が18件、中伊豆地域が1件。形態別に見ますと水路が24箇所、農道が2箇所、頭首工が3箇所ということで合計が29件ござ

います。林業用施設災害復旧費につきましては全て林道でございます。修善寺地域が2箇所、土肥地域が1箇所。合計が1,574万円でございます。なお、農業用施設災害については合計1億7,000万円でございます。

次の13ページ、14ページになります。農林水産業の施設災害復旧の補正額の合計が2億3,944万円でございます。

続きまして、公共土木の災害復旧費に入ります。公共土木につきましては、先ほどの長い表の1ページと2ページになります。1ページが道路橋梁の災害復旧費。2ページが河川の災害復旧費ということでございます。詳しくはこちらをご覧くださいですが、先ず合計的には道路橋梁が市内で40件ございます。地域別には修善寺が32件、天城湯ヶ島が2件、中伊豆が2件、土肥が4件でございます。河川につきましては、市内で18でございます。修善寺地域が10件、天城湯ヶ島地域が2件、中伊豆地域が3件、土肥地域が3件ということでございまして、道路橋梁の補正額の合計が6億2,880万円。河川災害の復旧が3億3,470万円。次の15、16ページにいきまして、合計で9億6,350万円となります。

続きまして、11款の災害復旧費4項公共施設災害復旧費でございます。これにつきましては、福祉施設の災害復旧。これは熊坂の保育園で478万円でございます。次に上水道施設の災害復旧ということで白岩、八幡の配水地の関係で2,630万円ということでございます。合計で3,108万円でございます。なお、以上が第5回の概要でございますが、過去2回行いまして、それを全部合わせますと総額で15億9,928万円ということになります。内訳については、農林が12月22日の分と合わせまして2億5,744万円。土木は今回で9億6,350万円。その他といたしまして市の単独事業あるいは公共施設等含めまして、3億7,834万円ということでございます。この内に起債を3億1,790万円。これは今回の分でございます。それから財調の繰り入れが第1回の11月19日の応急分と合わせまして3億1,762万5千円ということになりまして、現在のところ財調の全ての残額9億6,265万2千円という状況でございます。

以上よろしくご審議をお願いいたします。詳細説明を終了させていただきます。

議長（遠藤正寿君） ここで暫時休憩いたします。14時05分まで休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただ今上程されました議案に対しまして、質疑・討論のある方はこちらまで通告をお願いします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時05分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。質疑の通告がございましたので、まず、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 今補正予算について2点ほどお聞きしたいと思います。

予算執行に要する期間すなわちどのくらいの工事期間がかかるのかお聞きしたいと思います。

ます。もう一つ、私先の一般質問で山田川流域の被災状況についてお聞きしましたが、本予算では良く分かりませんので山田川流域の災害復旧どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは工事関係につきまして、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 前段の工事の期間についてお答えいたします。

先ず、今補正をお認めいただいたということにいたしまして入札をすることになります。この入札につきましては支度等で約1ヶ月ほどかかるのではないかと考えております。その前に指名委員会というのをを行います。指名委員会を2月3日ごろ行うということで固まっております。そして入札については来月の17あるいは18を予定しております。従いまして工期については3月の17、18日ぐらいを工期ということでこの間が1箇月しかございません。1箇月の中で精一杯やっていただくわけですけど、どの程度の仕事ができるかというのは現時点では分かりませんが、なるべく多くを行うということで進んでおります。

従いまして、もしこの1箇月の間に、間に合わないと予想される場合には、あらためて3月議会で再度提案をいたしました第2表の繰越明許費というものを調整いたしまして、あらためて皆様方にもう一度可決をいただくということになっております。

なお、繰り越して新年度に行う訳でございますけれども内容的には農地であるとか水路であるとか田植えに影響するようなものもございますので、その時期までにはなんとか農業関係は間に合わせたい。土木につきましてもそんなに向こうへ行かないで17年度のなるべく早い時期に間に合わせたいと考えております。

議長（遠藤正寿君） つづきまして、山田川流域の農地の状況について、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは山田川の流域の農地の関係の状況についてご説明をいたします。山田川の流域につきましては、ほとんどが土砂の流入でございます。土砂の流入につきましては災害の対象となっていない。ということで市が単独で崩土の除去という形で現在進めております。まだ全て完了はしていないわけですし、修善寺地区で言いますと約半分ぐらいの進捗の状況でございます。今後順次進めていく予定でございますけれども、ただし、これ全て市が行うということではなくてやはり地域でできるものは地域でお願いしたい。小規模のものは地域で。ある程度地域でできない部分は市でやるということで現在順次進めております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。期間の質問についてなんですけれども13億の工事料が短期間ではできないのではないかと思います。興味を持って質問させていただいた次第です。水田等急いでやっていただければならないものもありますけれども、急いでやって粗悪な復旧作業もいかなものかと思っておりますので慎重にやっていただきたいと思います。

ます。

山田川流域について、私は先日農林事務所へいってお伺いしたんですけども土砂を被った水田の復旧は今日は回答していただけないでしょうか。もしそういうことならば、また明日農林事務所に聞きますけれど。あとでその辺は詳しくお聞きしたいと思います。

個々の件につきましては観光経済部および土木部にお聞きしたいと思いますので、そのときはひとつよろしくお願いいいたします。

それと、今回の市債で、水路関係の記載が多く見受けられると思います。土木部になるのか、観光経済部になるのか良くわかりませんが、当地の農業用水路の取り入れ口等をよく見ますと、その地域地域によって独特のやり方があるようにも見受けられます。できればそういう所の改修はその地域の皆さんのご意見もよくお伺いして実施していただけたら、と思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、26番、木村議員。

26番（木村建一君） 当然、市民の皆さんは、どういう形で復旧をやっているのか、やろうとしているのか、注目をされていると思いますので、私が質問する大きな柱というのは、具体的に、どういう方法というよりも、説明欄に様々な項目がありますが、その中で少しわからない点が多々ありますので、どういうやり方をするのか、その点に限って、質問したいと思います。

一つ目は、3ページ、市債が発行されています。これは当然、この工事の災害復旧にあたっての大きないわゆる財源になっておりますが、市債の発行可能条件というのが当然あると思いますので、その内容と、それから今年度の地方交付税の措置の問題が当然絡んできます。というのは、これを全部市で見ますと大変なことですから、その点、具体的に災害における地方債が発行されたときの地方交付税の措置の内容について、お願したいと思います。

それから、二つ目は、ページが飛びますが、通告順についてお尋ねします。14ページに災害復旧事業があるのですが、このなかに分筆登記、土地購入費とあるんです。復旧するということですから、現状に戻すということで、必要ないのかなという気がしたのですが、どういう状況でまた分筆をやるのか、その点をご説明願いたいと思います。

それから、三つ目は、16ページ、河川災害普及事業のなかに、測量委託料と、測量設計委託料と二つあるんですね。ほかのところにも様々に、委託で終わっている所と設計委託という所とあるんですが、質問は、ここだけで結構ですので、何が違うのか、どうして二つあるのか、説明をお願いしたいと思います。

それから四つ目は、12ページ、農地災害復旧事業のなかに、さまざまな普及事業が今回提案されておりますが、ここだけが人夫雇上げ賃金というのがあるんですね。ちょっと状況がわからないものですから、お願したいと思います。

それから最後、5点目、熊坂保育園の復旧工事が上程されておりますが、復旧の内容につ

いてご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） まず地方債について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、第1点目の市債の発行についてでございます。条件ということですが、現年災害の復旧事業ということで、これはですね、充当率が100%でございます。ただしこれは、土木災害のみでございます、農地、それから農林、これは充当率が80%という条件でございます。ご質問の今年度の事業費補正の算入率でございますが、95%算入ということでございます。なお、治山については、この制度はありません。もし借りるとしても一般単独、一般公共ですか、まったく何もないものを借りるというような状況でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、分筆登記と測量委託、設計委託について、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） お答えいたします。まず、道路橋梁復旧工事の、これは道路に限らずでございますけれども、分筆登記と土地購入費に関してですが、確かに議員のおっしゃるとおり、復旧ですから元に戻すという現象になります。ただ、元に戻すというのはですね、元と同じ効用を果たすような復旧をするということですね。ですから、例え話でたいへん申し訳ないのですが、例えば道路の肩が崩れたといたします。そうしますと道路には決められた幅員があるわけですので、最低でもその幅員は確保しなければいけない。そうしますと、工法についていろいろ検討するなかで、最終的に採用されるのは最も経済的効果に優れた、いかなれば安い方法でやりなさいということになるわけですが、例えば道路の肩が壊れたときに、L型というのがございますね、あれを立てる場合と、石積みの場合が出てきます。そういう場合がいろいろ検討されるなかでですね、例えば石積みの方がいいといった場合ですね、どうしても従来民地であって道路ではなかったところに工事の範囲が及ぶ場合がございます。そういう場合には当然分筆をして、土地を購入しなければいけないということが出てまいりますので、これはそういう場合だと捉えていただければいいと思います。

そういうことで関連で先に申し上げますと、先ほどの16ページの測量委託料の関係でございますけれども、これは確かに言葉の使い方が悪かったかも知れませんが、上の測量委託料というのは、今申しあげたような、分筆のための測量と捉えていただきたいと思います。その下側にあります測量設計委託料は、災害の復旧の工法を検討するために、現地を測量して設計まで委託をすると、本来は測量だけで、役所の職員が設計を全部すればいいわけですが、今度のような時には非常に数も多くてですね、職員たちだけではやり切れない事も多くございますので、設計の方までコンサルタントに委託すると、当然難しい場所とか工法になりますと、コンサルの意見も聞かなければいけないということで、設計の方まで委託する場合と、測量だけを委託する場合もございます。そういうことで言葉を使い分けているとご理解いただきたいと思います。

修繕料等の4番の意味でございますけれど、公共分は、これは災害復旧に限らないわけですが、補助事業になりますと、直接の工事費、それに例えば今申しあげた用地費でございますとか、その用地の上にある立木補償費、場合によってはボーリング等の調査を行う場合があります。従って、直接工事費にいわゆる工事雑費というのが加算されてくるわけですが、それを含めての事業費になりますので、ちょっと逆説的な言い方ですが、それを使わなければいけないという状況が出てまいりまして、今、予算の段階で予想される測定の試験費でございますとか、用地費でございますとか、そういうもので振り分けまして、そのなかに工事雑費以外にも事務費もとらなければいけない、役所の人間が当然事務もとるわけですので、現場に行ったり帰ったりということもあります。あるいは電話をかけたりということもございます。それらを含めての事業費になっておりますので、それも項目的に、どのようなものに使われるかというような目当てをつけて、振り分けでございますので、例えば庁用車の修繕でございますとか、燃料代、そういうものを含めての予算構成になっておりますので、そのような意味で修繕料が入っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に12ページの農地災害について。観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、人夫雇上げ賃金ということでございますけれど、これにつきましては、農地災害復旧事業のなかに、2ヶ所ほどワサビ田がございます。ワサビ田につきましては、非常に特殊な工事ということで、もともとその地主さんと言いますか所有者の方が自分である程度ワサビ田を作ってこられたものですから、工事で出すという形はふさわしくないと、やはりその個人の方にやっていただくという方向で、賃金という形のなかでお願いすると、こういうことでございます。

議長（遠藤正寿君） もう一点、熊坂保育園について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 熊坂保育園の復旧の内容でございますが、保育室の床の撤去、張替えでございます。359平方メートルを予定しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

26番、木村議員。

26番（木村建一君） 一般会計、補正予算について、賛成討論を行います。昨日、皆様ご承知のとおり、阪神・淡路大震災から10年の日でした。大震災が残した教訓のひとつというのは、地域コミュニティの大切さなのです。いざという時の住民どうしの助け合いが、命を救い、再建の支えにもなってきたのです。

今回の補正予算案は、22号の台風復旧によって、やはり今お話した、コミュニティを作るため、道路や橋、農地をどのように復旧していくか、条件整備ということに、私は捉えました。1日も早く復旧されるよう、関係職員の努力を願います。

地域の復興の鍵、今後の課題、やはり私は生活再建だと思いますが、地域が崩壊すれば、市民との共同のまちづくりはできません。12月議会において、議会として被災者生活再建支援法の改正を求めたいということで、国に意見書を提出しましたが、市当局も、個人の力だけでは復旧できない市民への支援策を検討するということが、12月議会でも話されました。今後の、どういうところでその支援策が出てくるのか、注目をしておりますけれど、いずれにしても、今回の補正全体を見ますと、その大事な一步を踏み出していると、そのように理解いたしまして、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はございませんか。

ないようですので、これで討論を終了いたします。

議長（遠藤正寿君） これより、議案第1号、平成16年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、採決いたします。原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

伊豆市農業委員会委員の推薦について

議長（遠藤正寿君） 日程第4、推薦第1号、伊豆市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、三須重治議員の退席を求めます。

〔22番 三須重治君 退場〕

議長（遠藤正寿君） お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦の方法につきましては、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は、指名推薦と決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において被推薦者を指名することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において被推薦者を指名することに決しました。

伊豆市農業委員会委員に、三須重治君・勝又利子さん・朝香八重子さん・川口きよみさん。
以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました4名の方々を、伊豆市農業委員会委員に推薦することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました方々を、伊豆市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

議長（遠藤正寿君） 三須重治議員の入場を求めます。

〔22番 三須重治君 入場〕

閉会宣言

議長（遠藤正寿君） 以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成17年第1回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時29分